

令和 8 年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、小金井市内の障害福祉サービス事業所等に対し、熱中症予防対策に資する機器及び設備の設置費用の一部を補助することにより、障害者（児）を熱中症から守ることを目的とする。

（補助対象事業所）

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、小金井市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める障害児通所支援及び障害児相談支援を行う事業所とする。

（補助対象経費）

第 3 条 補助対象経費は、令和 8 年 4 月 1 日以降に補助対象事業所における障害者（児）の熱中症対策を図るために購入し、設置した日除けシェード、テント、ミストシャワー、スポットクーラー、サーキュレーター、扇風機、遮光カーテン、遮光・遮熱シート等の機器及び設備の設置に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第 4 条 補助金の額は、1 事業所当たり補助基準上限額 100 万円と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 89 条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）第 80 条に規定する多機能型事業所における補助基準上限額は、1 施設当たり 100 万円とする。

（交付申請）

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請を受け、補助金の交付又は不交付を決定したと

きは、小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）を申請者に交付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（申請の取下げ）

第 7 条 申請者は、前条第 1 項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から 30 日以内に申請の取下げをすることができる。

（事故報告）

第 8 条 第 6 項第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 交付決定者は、小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付請求書（様式第 3 号）を、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者は、事業完了後速やかに小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金実績報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第 11 条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付決定取消（全部・一部）通知書兼返還命令書（様式第 5 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第 12 条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小金井市障害者（児）

熱中症予防支援事業補助金変更交付申請書（様式第 6 号）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第 6 条の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定の際の条件について準用する。

（財産処分の制限）

第 13 条 交付決定者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定に基づき市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった時は、交付決定者に対し、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（書類の整備保管）

第 14 条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して 5 年間保管するものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成 12 年規則第 27 号）の定めるところによる。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条、第13条及び第14条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

（宛先）小金井市長

所 在 地

事 業 所 名

法 人 名

代表者氏名

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付申請書

令和 8 年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 申請額内訳書
- (2) 領収書等

【担当者】

氏名	
電話番号	
E メールアドレス	

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので、令和 8 年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付の条件
- 3 不交付の理由

※ 令和 8 年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この通知書を受けた日から 30 日以内に申請の取下げをすることができます。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）小金井市長

所 在 地

事 業 所 名

法 人 名

代表者氏名

印

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付請求書

令和8年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第9条の規定
により、下記金額を請求します。

記

円

【振込先】

金融機関： 銀行・信用金庫・農協

支 店 名：

口座種別：普通・当座

口座番号：

口座名義（カタカナ）：

年 月 日

（宛先）小金井市長

所在地

事業所名

法人名

代表者氏名

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた事業
が完了したので、令和8年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要
綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額 _____ 円

2 添付書類

機器及び設備の設置状況が分かる写真等

3 補助事業実施の成果

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金
交付決定取消（全部・一部）通知書兼返還命令書

年 月 日付け小 発第 号により決定した小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金の交付決定について、令和8年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり取り消したので、補助金を返還するよう命じます。

記

1 取消し及び返還理由

2 既交付決定金額 _____ 円

3 返還金額 _____ 円

4 返還期限 _____ 年 月 日まで

年 月 日

（宛先）小金井市長

所 在 地

事 業 所 名

法 人 名

代表者氏名

小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金変更交付申請書

令和 8 年度小金井市障害者（児）熱中症予防支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額 _____ 円

2 変更の内容

3 添付書類

様式第 1 号により提出した書類のうち変更が生じた書類のみ提出

【担当者】

氏名	
電話番号	
E メールアドレス	